

第1章 総 則

1. 適 用

この特記仕様書は、海津市公共下水道の污水管路に設置する污水中継マンホールポンプ（M1909-1-1）のポンプ設備及び電気設備について仕様を示すものである。

2. 一般事項

- | | |
|----------|--|
| (1) 施工場所 | 海 津 市 海 津 町 五 町 地 内 |
| (2) 施工期日 | (自) 契 約 締 結 の 日
(至) 令 和 9 年 3 月 26 日 |
| (3) 施工範囲 | φ 65 mm着脱式水中ポンプ（スカム対策形）×2 台×1 箇所
φ 65 mm 0.75 kw 用ポンプ制御盤×1 面×1 箇所 |

3. 適用規格

- (1) 本工事の施工に当たっては、下記の規格などに準拠すること。

日本工業規格（J I S）
電気設備技術基準
電気規格調査会標準規格（J E C）
日本電気工業会標準規格（J E M）
内線規定
日本水道協会規格（J W W A）
機械設備工事共通仕様書
労働安全衛生規則
その他関係法規

4. 疑義の解釈

- (1) 本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、監督員と協議の上、決定するものとする。
但し、明示されていないものであっても、当然必要と認められるものについては、受注者の責任において施工しなければならない。

5. 提出図書

- (1) この仕様書並びに添付図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるから、受注者は製作前に速やかに承諾図書を提出し、監督員の承諾を得てから製作に着手しなければならない。

機械配置図
機器組立寸法図及び構造図
各種配管図及び配線図
その他、監督員の指示するもの

- (2) 工事完成後は、完成図書、工事記録写真等を遅滞なく提出すること。

6. 官公庁に対する手続き

- (1) 工事施工に必要な諸官公庁に対する手続きは、全て受注者が行うものとする。
なお、これに要する費用は、受注者の負担とする。

7. 輸 送

- (1) 工事場所への製品及び機材等の搬出に先立ち、輸送の方法・経路・時期等について監督員と打合せを行うものとする。
- (2) 荷造りは、輸送中において変形・破損・遺失等が生じないように、十分に保護するものとする。

8. 据 付

- (1) 受注者は、据付に先立ち、施工計画書に基づいて据付の順序・方法・工程等について監督員と打合せを行うものとする。
- (2) 据付に必要な仮設機材等は、すべて受注者の負担により準備するものとする。

9. 安全管理

- (1) 据付に当たっては、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、人身事故、第三者に損傷を与えた事故、又は工事の実施に影響を及ぼす事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告すると同時に、関係機関に届け出て、必要な処置を講ずるものとする。

10. 試験及び検査

- (1) 機器等の工場試験は、機器製作完了後、その製作工場に於いて実施する。
- (2) 据付工事完了後、現地にて監督員立会いの上、全設備の各種総合試験及び検査を実施するものとする。
- (3) 試験及び検査に要する費用は、全て受注者の負担とする。

11. 保 証

- (1) 工事完成受け渡し後であっても、1年以内において機器の設計・製作・据付等に起因する不具合を生じた場合は、無償にて修理又は取替えを行うこと。

第2章 ポンプ設備

1. ポンプ概要

(1) マンホールポンプ仕様

形 式：改良型ノンクログタイプ（1台は槽内洗浄装置付）

ポンプ口径：65 mm

吐出量：0.159 m³/min

全揚程：5.8 m

回転数：1800 r.p.m

液 質：汚水

電動機出力：0.75 kw

起動方式：直入起動

電 圧：200 V

周波数：60 Hz

台 数：2台（内1台予備）

運転方法：水位による自動交互運転

(2) 構造概要

- ① 本ポンプは水中モータ（着脱式）とし、ポンプのケーシングとモーターケースは、一体に組立てる。また、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とする。
- ② ポンプは振動や騒音が少なく、円滑に運転できるものとする。
- ③ ポンプの運転は、全流域においてモータの動力が過負荷とならないようにする。

(3) 主要部材質

- ① ケーシング FC200同等以上
- ② 羽根車 SCS13同等以上
- ③ 主軸 SUS403同等以上

(4) 付属品

（ポンプ1台につき）

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 水中ケーブル | 1 式 |
| ② 吊上用チェーン（SUS304） | 1 式 |
| ③ ポンプ着脱装置（ガイドパイプ等要部 SUS304） | 1 式 |
| ④ 基礎ボルト、ナット | 1 組 |
| ⑤ マンホール内配管（立上り管 SUS304） | 1 組 |
| ⑥ φ 65 mmボール式逆止弁 | 1 台 |
| ⑦ φ 65 mmボール式止水弁 | 1 台 |
| ⑧ 排気弁 | 1 個 |

(ポンプ場 1 箇所につき)

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① マンホール内配管 (集合管・壁貫通管 SUS304) | 1 組 |
| ② 圧力計等取付部 | 1 式 |
| ③ 維持管理用具 | 1 式 |

圧力計取付部は、原則として集合管管頂の操作が容易な位置に設置するものとし、構造図にて図示された位置にボール弁、プラグを配管し、呼び径 10A で配管材と同等以上の材質を用いること。また、ホースは汚水の詰まりが目視できるような材質で、圧力計等の使用時に汚水がマンホール内に飛散しない程度の長さとし、未使用時には通常の維持管理の支障とならないようマンホール内で巻いて保管できるようにすること。

また、維持管理用具は、マンホール内に常備するものとし、槽内の夾雑物を回収できる簡易な道具等を配管材と同等以上もしくは腐食しない材質で作成する事。

(5) 槽内洗浄装置

① 使用目的

槽内に旋回流を発生するために設置するものである。

② 仕様

設置場所：ポンプケーシング

数量：1 箇所

③ 機能概要

本装置はポンプ 2 台中 1 台に取付け、ポンプ始動と共に槽内に旋回流を発生し、ポンプ起動水位へのスカム付着および槽底への汚泥堆積を抑制するものである。

④ 機能

- ・発生する旋回流の方向は微調整できるものとする。
- ・旋回流の発生時間は、20～50 秒の間で調整できるものとする。

⑤ 仕様材料

- ・ケーシング：高珪素合金鋳鉄
- ・ダイヤフラム：NBR
- ・作動オイル：流動パラフィン

(6) 試験・検査

① ポンプは制作工場にて組立て完了後、JIS B 8301 に準拠した性能試験及び各種検査を実施すること。

② 原則として立会検査は行わず、製作者の自主検査のみとし、検査記録を後日提出すること。